

インドネシアにおける商標出願制度 概要

創英国際特許法律事務所

井上博人
(弁理士)



創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。井上氏は、2011年 創英国際特許法律事務所に参加。2009年 弁理士登録。主に国内外の商標出願、中間処理、審判等を担当している。2017年より、ASEAN オフィス支配人としてタイ王国・バンコク駐在中。

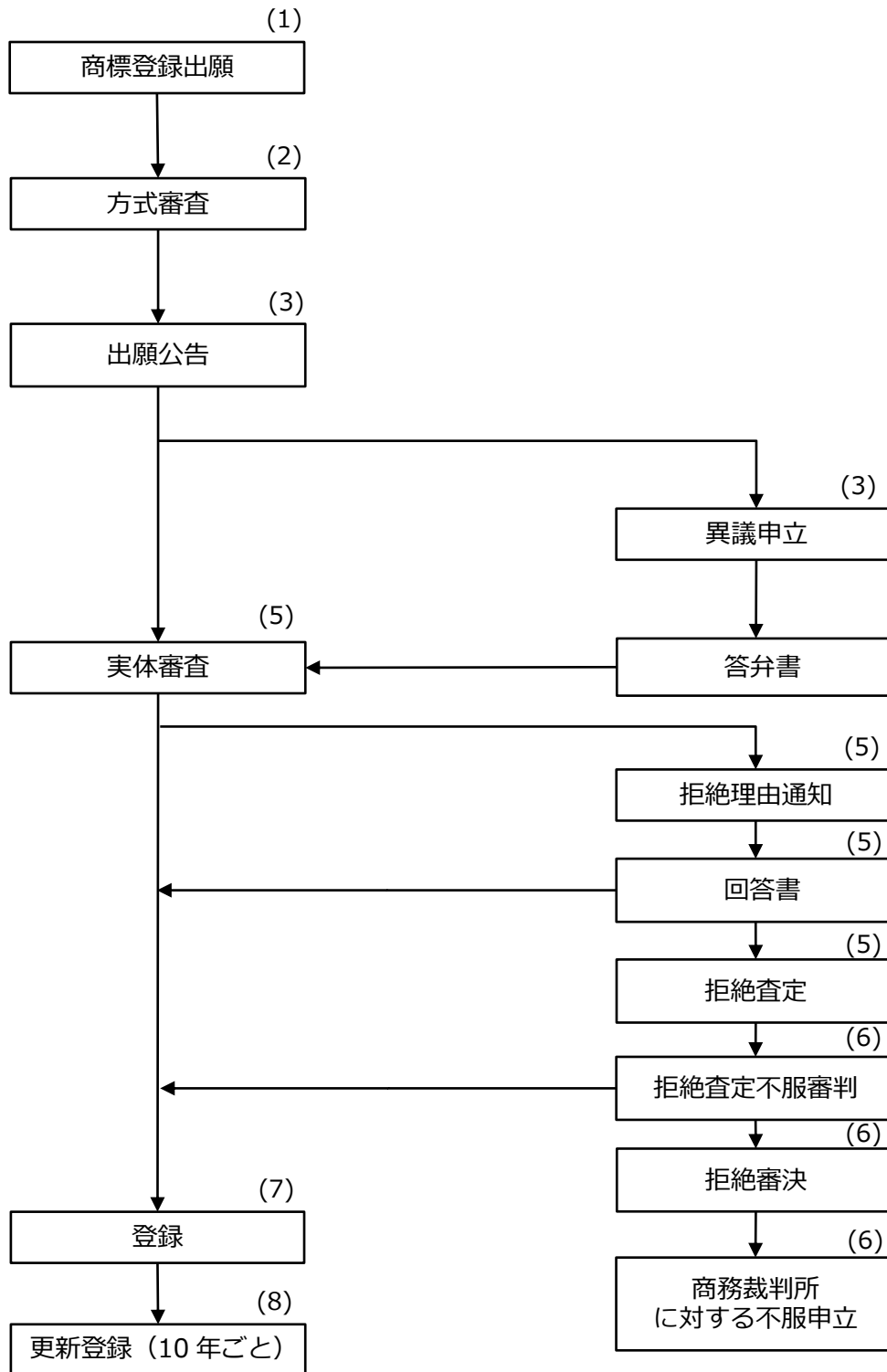
■ 商標出願手続の流れ

インドネシアにおける商標出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■ 詳細

(1) 商標登録出願

- ・ 商標登録出願の種類には、通常の商標出願（商標法第4条）だけでなく、団体商標（商標法第46条）の出願がある。
- ・ 立体商標、音声商標、ホログラムといった非伝統的商標も保護対象である（商標法第2条）。
- ・ 出願に必要な書類は、願書、商標見本、宣誓書等である。パリ条約による優先権主張に基づく出願は、第一国出願の出願日から6か月以内に可能である（商標法第9条）。
- ・ 電子出願が可能である（商標法第4条）。
- ・ 1出願多区分制度である（商標法第6条）。
- ・ 最小限の要件（願書、商標見本、手数料の支払い）を満たすことで出願日が認定される（商標法第13条）。
- ・ マドリッド協定議定書（マドプロ）に基づく国際登録出願が可能である（商標法第52条）。



(2) 方式審査

- ・ 出願が方式要件を充足していないと認められる場合、出願人にその旨が通知され、出願人は、通知送達日から2か月以内に応答を行うことができる（商標法第11条）。適切な応答が行われなかった場合、出願は取下げられたものとみなされる（商標法第12条）。

(3) 出願公告

- ・ 出願日が認定された出願については、出願公告される（商標法第14条）。
- ・ 何人も公告日から2か月以内に異議申立を行うことができる（商標法第16条）。

(4) 補正

- ・ 出願人または代理人の氏名/名称、住所のみ補正することができる（商標法第18条）。

(5) 実体審査

- ・ 絶対的拒絶理由（識別性等）および相対的拒絶理由（先行登録商標等）等に関する実体審査が行われる（商標法第20条、21条、23条）。実体審査は、異議申立が行われなかった場合、公告期間終了後30日以内に開始され、150日以内に終了する。異議申立が行われた場合、異議申立に対する答弁書提出期限日後30日以内に開始され、実体審査において、異議申立書および答弁書が検討され、150日以内に終了する（商標法第23条）。

<審査で拒絶理由がない場合>

- ・ 出願は認容され、下記(7)登録へと進む（商標法第24条(1)）。

<審査で拒絶理由がある場合>

- ・ 審査で拒絶理由がある場合、出願人に拒絶理由が通知される。出願人は、拒絶理由通知の送達日から30日以内に回答書を提出し得る（商標法第24条(2)、(3)）。

- ・回答書により拒絶理由が解消されれば、出願は認容され、下記(7)登録へと進む(商標法第24条(5))。
- ・回答書による応答が審査官に受け入れられない場合、拒絶査定が通知される(商標法第24条(6))。

(6) 拒絶査定に対する不服申立

- ・拒絶査定に対しては、拒絶査定の送達日から90日以内に、商標審判委員会に対して、拒絶査定不服審判を請求することができる(商標法第28条)。
- ・審判委員会による審決は、審判請求の受領日後3か月以内に下される(商標法第29条)。審判請求が認められた場合、出願は登録される(商標法第30条)。
- ・審判請求が認められなかった場合、出願人は、拒絶審決の受領日から3か月以内に、商務裁判所に提訴することができる(商標法第30条)。

(7) 登録・存続期間

- ・商標登録出願が認容された場合、商標登録され、商標登録証が発行され、登録公告がなされる(商標法第24条、第25条)。
- ・商標権の存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに更新可能である(商標法第35条(1)、(2))。

(8) 更新登録

- ・商標登録の更新は、商標権の存続期間満了日の6か月前から行うことができる(商標法第35条(3))。
- ・商標権の存続期間の満了日後6か月以内においては更新登録が可能である。ただし、追加費用がかかる(商標法第35条(4))。

■留意点

インドネシアにおける商標出願制度は、2016年11月の法改正により、非伝統的商標の保護が可能になり、公告時期が実体審査前になる等、従前からは大きく変貌している。

■ ソース

インドネシア商標法（商標および地理的表示に関する法律（2016年第20号））

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）